

特定非営利活動法人やまぞーえ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人やまぞーえという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県山辺郡山添村に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農山村の住民及びかかわりのある人に対して、自己の能力を發揮して活躍できる機会を提供する事業を行うことで、農山村に誇りと活力をもたらす創造的な取組の創出を促進し、もって農山村に暮らす人々が生き生きと豊かに暮らしていくことができる社会の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健・医療または福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 農山村に誇りと活力をもたらす創造的取組の支援事業
- ② 農山村への人の交流創出事業
- ③ 多様な人が活躍する地域づくり事業
- ④ 諸外国の農山村との協働推進事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 資産の管理方法
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長若しくは、理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、インターネット上のホームページ若しくは法人の掲示場に掲載して行う。

第 10 章 捐出金品の不返還

(捐出金品の不返還)

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の捐出金品は、返還しない。

第 11 章 雜則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	下谷 昇
副理事長	夏目 有砂
理事	山口 敦子
同	隅田 孝
同	今中 博美
監事	竹林 祐
監事	岡田 純一

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | | | | | |
|-----|----------|-----|----------|----------|----|----------|---------|
| (1) | 正会員（個人） | 入会金 | 5,000 円 | 正会員（個人） | 会費 | 5,000 円 | （1 年間分） |
| (2) | 正会員（団体） | 入会金 | 10,000 円 | 正会員（団体） | 会費 | 30,000 円 | （1 年間分） |
| (3) | 賛助会員（個人） | 入会金 | 無料 | 賛助会員（個人） | 会費 | 3,000 円 | （1 口） |
| (4) | 賛助会員（団体） | 入会金 | 無料 | 賛助会員（団体） | 会費 | 5,000 円 | （1 口） |

7 設立当初の主たる事務所の所在地

奈良県山辺郡山添村峰寺 119 番地の 7

役員名簿

特定非営利活動法人やまぞーえ

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	しもたに のぼる 下谷 昇		
理事	なつめ ありさ 夏目 有砂		
理事	やまぐち あつこ 山口 敦子		
理事	すみだ たかし 隅田 孝		
理事	いまなか ひろみ 今中 博美		
監事	たけばやし ゆう 竹林 祐		
監事	おかだ じゅんいち 岡田 純一		

設立趣旨書

1 趣 旨

近代以降の工業や情報技術の進展と、それにともなって高度に発達した貨幣経済社会の到来により、農山村の暮らしは大きく変容した。人口の流出が進み、山林や農地が荒れ果て、学校や商店等の生活インフラが次々と消え去り、ついには農山村の多くが今後消滅していくという予測がメディアによって報じられるようになった。農山村には一種の「あきらめ」のムードが漂い、その土地の誇りの喪失につながっていくことが危惧される状況である。

このような現状にある農山村の活力維持に寄与できるよう、私たちは奈良県山添村において、地域住民が様々な目的で集い、自己の能力を發揮しながら活動できる「場」の創出に向けた取組を行う。その「場」が地域内外の人の交流の拠点となってイノベーティブな取組が進められ、様々な地域資産が創出されることを通じて地域の活力維持を目指す。

あわせて、障がいのある人や外国にゆかりのある人など、様々なバックグラウンドのある人がこれらの活動に参画するための取組を進め、多様な人が活躍できる地域づくりを目指す。

さらに、活動で得られた知見は理論化を進め、広く共有に努めることで、わが国の農山村が抱える課題解決の一助となる。

これら活動をもって、わが国の農山村に再び活力をもたらし、その土地に生きる人が誇り高くいきいきと豊かに暮らすことができる社会の創造に寄与するために、ここに法人を設立する。

2 申請に至るまでの経過

令和元年3月 山添村東山地区において、地域外から人の交流を創出し活性化につなげるために、宿泊施設を開設し、食事メニュー や体験プログラムの創出とあわせて誘客を促進する構想について、住民代表や関係者を交えた協議の場が設けられる。

その後、宿泊施設の開設に向けた検討が進められるが開設には至らず、新型コロナウィルス感染症による社会情勢の変化もあって構想が立ち消えとなる。

この間、地区の住民やグループにより、食事メニュー や体験プログラム、特産品の開発が試行されるとともに複数の大学による地区の活性化に向けたプロジェクトが立ち上がる。

令和5年11月 発起人の呼びかけによる有志との話し合いがもたれ、NPO 法人の設立に向けた準備を行うことを確認。

令和6年2月 NPO 法人設立総会を開催。

令和6年2月16日

特定非営利活動法人 やまぞーえ

設立代表者 下谷昇

令和6年度事業計画書

法人設立の日 から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 やまぞーえ

1 事業実施の方針

本年度は、奈良県山添村における活動のプラットフォームとして、「コワーキング拠点」を創出することに重点を置く。「場」が創出されることにより、住民による語らいや協働が生み出す契機となる。

将来的にはこの「場」において、地域外の人と地域住民による協働が生まれ、山添村の活力につながるイノベーティブな取組の促進を目指すが、現状、山添村への誘客取組は力を入れていかなければならぬ状態であるため、あわせて山添村の食事や体験といった資源創出に携わり、情報を発信しながら山添村への誘客を促進していく。

地域外からは一時的な来訪者にとどまらない「関係人口」の創出に取り組んでいくが、そのためのプログラムとして、大学と連携した課題解決型のフィールドワークや、農作業等の活動に参加できるイベント等を実施していく。

なお、「コワーキング」拠点は、別団体により開設が予定されている宿泊施設の一部に開設し、一体的に利用できるよう運用を行う方針である。このことで、地域内外の人の交流を生み出し、当地において創発的な取組を生み出す契機となる。

また、設立直後の本年度は、運営基盤を構築するための実務的な作業が増えることが想定されるが、メンバー間の議論を丁寧に行いながら理念や方針を共有していくことに重点を置きたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
① 農山村に誇 りと活力を もたらす創 造的取組の 支援事業	・「コワーキング」拠点の開設 とサービス提供 ・農山村において、研究や起 業等を志す人への活動サポー ト ・大学と連携した課題解決型 のフィールドワークの実施	通年 通年 5月 9月 10月	山添村内 山添村内 山添村内	3名 3名 3名	地区内外の住民 100名 研究者や起業を 希望する人 5名 農山村の活性化 に関心がある大 学生や教職員50 名	200 80 100

	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の活動で得られた知見を講演や記事を通じて広く共有化をはかるとともに、公益事業を行う団体に対する相談支援を実施する。 	通年	日本国内	2名	関係事業者等 3名	55
	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物を活用した加工食品の製造を行うとともに、店舗やイベント及びインターネットで販売する。 	通年	日本国内	3名	広く一般	2,060
② 農山村への人の交流創出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・景観維持活動等を通じた来訪者の受け入れ環境整備。宿泊資源、食事メニュー、体験コンテンツ及び特産品を創出するための調査や検討。 	通年	山添村内	3名	地区住民10名 関係団体職員 10名	300
	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体が運営する宿泊、飲食、農産物加工等の作業を請け負い実施する。 	通年	日本国内	2名	地区住民及び事業者等 5名	170
③ 多様な人が活躍する地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事業①で創出をすすめるサービス資源に、障がいある人の就労を通じた参画が可能になるよう、他団体との協働でスキームの検討を行う。 	通年	山添村内	2名	障がいある人 3名 関係団体職員 3名	35
	<ul style="list-style-type: none"> ・山添村において、多文化共生の取組を進めるため、異文化理解を促進するためイベントを実施する。 	通年	山添村内	2名	地区住民 50名 関係団体職員 3名	50
④ 諸外国の農山村との協働推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度は実施しない 	通年	日本国内	1名		0

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日 から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 やまぞーえ

1 事業実施の方針

奈良県山添村における活動のプラットフォームとして昨年度に創出した「コワーキング拠点」は、地域住民に必要とされる「場」となるよう運営していく。また、引き続き食事や体験の資源創出と情報発信を進め、地域外からの当地にかかわりを持つ「関係人口」の増加をめざす。

「場」が存在することにより、住民や「関係人口」としてかかわる人によるイノベーティブな取組が連続的に生まれ、それが土地の資産となって、地域に活力をもたらす状態をめざしていく。

これら取組により、地域に飲食や宿泊等のサービス資源が生まれることを目指すが、社会的にハンディのある障がいある人や外国人が働くことができるようスキームを構築し、地域に必要な担い手として参画し、多様な人が活躍できる地域づくりの一助とする。

「諸外国の農山村との協働推進事業」では、我が国の古い農山村の暮らしとの共通点が残るアジア諸国の農山村とのかかわりをつくるための取組を行う。我が国で失われた生活文化が、今も日常のものとして息づいているような農山村の実情について理解を深めることで、持続可能な農山村の姿を追求する一助としたい。

こうして得られた知見は、山添村での実践により得られた知とともに理論化し、各地の農山村が抱える課題の解決策の一助となるよう共有していく。

なお、本年度は設立当初から継続してきた2年間にわたる事業計画の完成を迎える年度である。しっかりとしたモニタリングとともに、創発されてくる取組の芽を育てるべく、次の期間の事業計画に反映する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
① 農山村に誇 りと活力を もたらす創 造的取組の 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「コワーキング」拠点の運営 ・農山村において、研究や起業等を志す人への活動サポー ト 	通年	山添村内	3名	地区内外の住民 150名	200
		通年	山添村内	3名	農山村において 研究や起業等を 希望する人5名	80

② 農山村への人の交流創出事業	・大学と連携した課題解決型のフィールドワークの実施	通年	山添村内	3名	農山村の活性化に关心がある大学生や教職員50名 地区住民10名 関係団体職員10名	120
	・法人の活動で得られた知見を講演や記事を通じて広く共有化をはかるとともに、公益事業を行う団体に対する相談支援を実施する。	通年	日本国内	2名	関係事業者等5名	80
	・農産物を活用した加工食品の製造を行い、店舗、イベント及びインターネットで販売する。	通年	日本国内	4名	広く一般	2,600
	・景観維持活動等を通じた来訪者の受け入れ環境整備。宿泊資源、食事メニュー、体験コンテンツ及び特産品を創出するための調査や検討及びモニターツアー等	通年	日本国内	4名	地区住民10名 関係団体職員10名	520
	・他団体が運営する宿泊、飲食、農産物加工等の作業を請け負い実施する。	通年	日本国内	3名	地区住民及び事業者等8名	260
	・事業①で創出をすすめるサービス資源に、障がいある人の就労を通じた参画が可能になるよう、コーディネートを実施する。	通年	山添村内	3名	障がいある人5名 関係団体職員5名	35
	・山添村において、多文化共生の取組を進めるため、異文化理解を促進するためイベントを実施する。	時期検討中	山添村内	3名	地区住民100名 関係団体職員5名	50

④ 諸外国の農山村との協働推進事業	・諸外国の農山村と日本の農山村の比較理解を深め、現地団体との連携をはかる「スタディーツアー」実施に向けた調査、及び調査の成果を報告するためのイベント実施	時期 検討中	日本国内 及び外国	2名	関係者 5名 及び広く一般	185
--------------------------	--	-----------	--------------	----	---------------------	-----

設立当初の事業年度 活動予算書
法人設立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人やまぞーえ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費	100,000		
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0		
2 受取寄附金	500,000		
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
3 受取助成金等	200,000		
山添村大学連携事業助成金	100,000		
山添村イベント実施助成金	300,000		
その他公的・民間助成金等	0		
4 事業収益	2,700,000		
①農山村に活力をもたらす創造的取組の支援事業	600,000		
②農山村への人の交流創出事業	50,000		
③多様な人が活躍する地域づくり事業	0		
④諸外国の農山村との協働推進事業	0		
5 その他収益	3,350,000		
受取利息	0		
雑収益	100,000		
経常収益計	100,000		4,750,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	385,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	385,000		
(2) その他経費			
仕入高	1,770,000		
旅費交通費	170,000		170,000
通信費	0		0
交際費	0		0
使用料及び賃借料	150,000		150,000
保険料	0		0
水道光熱費	0		0
燃料費	0		0
消耗品費	155,000		155,000
租税公課	0		0
運賃	60,000		60,000
事務用品費	0		0
広告宣伝費	160,000		160,000
委託料	200,000		200,000
支払手数料	0		0
諸会費	0		0
支払報酬	0		0
研修費	0		0
会議費	0		0
その他経費計	2,665,000		
事業費計	2,665,000		3,050,000
2 管理費			
(1) 人件費	900,000		
役員報酬	0		
給料手当	30,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	20,000		
人件費計	950,000		
(2) その他経費			
仕入高	0		200,000
旅費交通費	200,000		60,000
通信費	60,000		30,000
交際費	30,000		240,000
使用料及び賃借料	240,000		

水道光熱費	0	0
燃料費	36,000	36,000
消耗品費	24,000	24,000
租税公課	0	0
運賃	0	0
事務用品費	24,000	24,000
広告宣伝費	50,000	50,000
支払手数料	3,000	3,000
諸会費	10,000	10,000
支払報酬	0	0
研修費	30,000	30,000
会議費	30,000	30,000
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	737,000	
管理費計		1,687,000
経常費用計		4,737,000
当期経常増減額		13,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
.....	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
.....	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		13,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		13,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和7年度 活動予算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人やまぞーえ
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	150,000		
.....	0		
2 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		
施設等受入評価益	0		
.....	0		
3 受取助成金等			
山添村大学連携事業助成金	200,000		
山添村イベント実施助成金	100,000		
その他公的・民間助成金等	800,000		
.....	0		
4 事業収益			
①農山村に誇りと活力をもたらす創造的取組の支援事業	3,500,000		
②農山村への人の交流創出事業	800,000		
③多様な人が活躍する地域づくり事業	50,000		
④諸外国の農山村との協働推進事業	100,000		
.....	0		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	100,000		
.....	0		
経常収益計			100,000
II 経常費用			6,250,000
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	630,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	630,000		
(2) その他経費			
仕入高	2,280,000		
旅費交通費	300,000		300,000
通信費	0		0
交際費	0		0
使用料及び賃借料	230,000		230,000
保険料	0		0
水道光熱費	0		0
燃料費	0		0
消耗品費	200,000		200,000
租税公課	0		0
運賃	80,000		80,000
事務用品費	0		0
広告宣伝費	210,000		210,000
委託料	200,000		200,000
支払手数料	0		0
諸会費	0		0
支払報酬	0		0
研修費	0		0
会議費	0		0
.....	0		
その他経費計	3,500,000		
事業費計			4,130,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,100,000		
給料手当	0		
法定福利費	50,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	30,000		
.....	0		
人件費計	1,180,000		
(2) その他経費			
仕入高	0		
旅費交通費	200,000		200,000
通信費	90,000		90,000
交際費	50,000		50,000
使用料及び賃借料	300,000		300,000

保険料	0	0
水道光熱費	0	0
燃料費	48,000	48,000
消耗品費	24,000	24,000
租税公課	0	0
運賃	0	0
事務用品費	30,000	30,000
広告宣伝費	0	0
支払手数料	5,000	5,000
諸会費	20,000	20,000
支払報酬	0	0
研修費	50,000	50,000
会議費	40,000	40,000
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	857,000	
管理費計	2,037,000	
経常費用計		6,167,000
当期経常増減額		83,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
.....	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
.....	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		83,000
前期繰越正味財産額		13,000
次期繰越正味財産額		96,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。